

日本共産党の広次忠彦です。通告にそって、1問1答方式で質問します。
最初に、部長の仕事宣言についてです。

平成26年度大分市仕事宣言が発表されました。今年は225項目の目標を設定されています。市長は「8年間にわたり取り組んできた。いまでは仕事宣言そのものが市政のオープン化や、市政推進の原動力となるなど、重要な制度として定着するとともに、より高い目標を設定することで、職員のチャレンジ精神を喚起し、政策実現に向けての意識の共有にもつながっている」と提案理由説明で述べられました。また今年度については「市の将来を見据え、『ひと・まちの元気創造元年』と位置付けていることから、取組項目や目標数値の決定にあたっては、『ひと・まち』の元気創造や誇りの醸成につながるよう、私(市長)との間で活発に協議」されたとも説明されました。

そこで質問しますが、今年度の「大分市仕事宣言」が、どのように『ひと・まち』の元気創造や誇りの醸成とかかわっているのでしょうか、見解を求めます。(質問1)

つぎの質問に移ります。「仕事宣言」の個別の課題について質問します。財務部長は、市税の安定的確保で「納期内納付の促進と滞納整理の強化を図る」、未集金徴収対策で「未集金徴収対策方針に沿って各種対策に取り組む」としています。納税の義務を果たすことは必要なことですが、市民生活を守るうえで、税の徴収において、どのような配慮がされているのでしょうか、見解を求めます。(質問2)

滞納を余儀なくされる世帯には、仕入れの未払い、銀行・サラ金・クレジット

トの返済などもありえます。こうした債務との関係で、税のみを優先する徴収のあり方は、生業を成り立たなくする恐れがあると思います。

「平成26年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」の財務省自治税務局企画課からの連絡は、「地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫する恐れがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたい」と、地方税法・第15条の7第1項にもとづいた指摘を、あらためてされています。

そこで質問しますが、滞納の徴収において、どのように運用されておられるでしょうか、見解を求めます。(質問3)

つぎの質問に移ります。市民部長は、「国保財政の健全化」のなかで、「徴収対策の強化」をかかげ、「債権差押えを含む滞納整理により保険税収納率の向上」を目指すとしています。例えば、所得が200万円程度の世帯に、本税と延滞金あわせて100万円の未納を、1～2年以内の納付を求めることは困難ではないでしょうか。徴収において、市民生活を守るうえで、どのような配慮がされているのでしょうか、見解を求めます。(質問4)

つぎの質問に移ります。教育部長の仕事宣言には、確かな学力の向上がかかげられています。そのなかで、「学力検査を実施する全29教科の結果が、全国平均以上となることを目標と」するとあります。学力の向上は必要なことですが、全国平均などと、相対評価をなぜ必要とするのでしょうか。私は、こうした目標を設定することによって、子どもと教職員に必要以上のプレッシャーがかかることを懸念し、改善を求めてきました。

そこで質問しますが、こうした目標設定につて、子どもたちや教職員などに、どのような配慮がされているのでしょうか、見解を求めます。(質問5)

つぎの質問に移ります。環境行政について、産業廃棄物最終処分場について質問します。大分市内には、水源地域も含めて、24カ所の最終処分場があります。処分場からの排水などで、関係住民から、将来的な不安の声が寄せられています。また新たな処分場の設置の動きが、関係住民の反対の声がありながらもすすめられようとしています。水源域に、最終処分場は建設すべきではないと考えます。最終処分場建設における大分市の基本的姿勢について、見解を求めます。(質問6)

最終処分場は、法律にもとづいて許可が出される仕組みとなっています。地元や自治体の意見が反映されるような法律に、改定すべきではないでしょうか、見解を求めます。(質問7)

つぎの質問に移ります。障害者優先調達の推進について質問します。この法律では、障害者団体などへの優先的発注が規定されています。おおいに活用すべきと考えますが、取り組みの状況と課題について、見解を求めます。(質問8)

つぎの質問に移ります。家庭ごみの有料化にともない、指定有料ごみ袋のお試しセット袋の封入を、障害者優先調達推進法にもとづいて、発注しようとしています。その内容をみますと、23万セットを一括契約、その保管場所の確保など、小規模な事業所では不可能な内容が随所にみられます。そこで質問しますが、このような発注条件にした趣旨について、見解を求めます。(質問9)

最後の質問に移ります。平和・民主主義にかかわって質問します。まず、集団的自衛権の行使にかかわって質問します。この間、自民党と公明党との与党協議がすすめられています。

これまで、歴代内閣法制局長官が、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁してきました。集団的自衛権については、「行使ができないのは憲法9条の制約である。わが国は自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」（1983年4月、角田内閣法制局長官）とし、憲法上許されないとしてきました。また、これまで政府は、憲法9条2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」と説明し、「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」（1990年10月、工藤内閣法制局長官）として、武力行使の目的をもった部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について「許されない」という見解を示してきました。

そこで質問しますが、日本の「自衛」とは無関係で、海外で戦争をする国となる集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しは行うべきではないと考えますが、見解を求めます。（質問10）

最後の質問に移ります。「低い高度で飛行機が飛んで行った。なぜか」など、航空機の低空飛行に関する問い合わせが寄せられています。新聞などでも報道されています。市民生活の安全を守るうえからも、オスプレイや戦闘機などの米軍機の低空飛行をやめるように、要求していく考えはないでしょうか、見解を求めます。（質問11）